

市保健環境委員大会要望事項

(中 川 区)

事項名	保健環境委員の費用弁償の改正について
内 容	保健環境委員は、公衆衛生を増進するため町の区域ごとに設置されており、保健所及び環境事業所業務への援助及び協力を職務としてい るところであり、その職務の執行に要する費用の弁償を受けると規定 されています。 保健環境委員は、「保健所業務」と「環境事業所業務」の二つの組 織に係る職務に携わっていますが、保健所業務に対する費用弁償しか 受け取っていません。区政協力委員・災害対策委員、民生委員・児童 委員はそれぞれの費用弁償を受領しており、単に言えば保健環境委員 の倍額を取得しています。保健環境委員も是非とも二つの組織からの 費用弁償を受領できるようお願いいたします。 特に最近、各委員ともなり手不足が深刻です。その場合、費用弁償 の少ない保健環境委員が不利となります。名古屋市の回答は小委員会 で検討中とのことですが、その間にもなり手不足の問題は進行してい くばかりです。早急の特別措置をお願いします。
備 考	